

**介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス契約書**

社会福祉法人水光会

介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス契約書

契 約 者 _____（以下「利用者」といいます。）と、

事 業 者 社会福祉法人水光会（以下「法人」といいます。）が設置する
しらぬい荘デイサービスセンター（以下「事業所」といいます。）は

下記のとおり通所介護サービス契約を締結します。

（目 的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

① 第1号通所事業【総合事業通所介護】（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

（契約期間と更新）

第2条 利用者の契約日時点における要介護状態区分は 要支援_____です。

2 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 ____年 ____月 ____日 ～ 令和 ____年 ____月 ____日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要支援認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

3 前項の規定にかかわらず、宇城市における介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という）としてサービスを受ける場合にあっては、利用者の介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画に類するもの。以下同じ。）に基づく期間とします。

4 契約期間満了日の7日前までに、利用者から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者又はその家族に説明して利用者の同意を得、交付します。

2 事業者は、個別サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター又は介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第5条 事業者は、提供した具体的なサービスの内容等の記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び交付を求めることができます。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

（利用料等の支払い）

第6条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。
- 3 利用者が事業所の提供するサービスの利用を当日にキャンセルする時は、事業所は、利用者から、キャンセル料を徴収することはありません。

（利用料の変更）

第7条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第8条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対してサービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載します。

(利用料の滞納)

第9条 利用者が、正当な理由なく事業所に支払うべき利用料の自己負担分を3ヵ月分以上滞納した場合には、事業所は利用者に対し、1ヵ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業所は前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター又は、介護支援専門員及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

3 事業所は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき。
- ② 利用者の要介護状態区分が、非該当と認定された場合。
- ③ 第11条に基づき、利用者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ④ 第12条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- ⑤ 第13条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

(利用者の解約権)

第11条 利用者は事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は終了します。

(利用者の解除権)

第12条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- ① 事業所が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- ② 事業所が、第20条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業所の解除権)

第13条 事業所は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、7日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

2 事業所は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。

- ① 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
- ② 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
- 3 事業所は、前2項によりこの契約を解除する場合には、担当の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(緊急時又は事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第14条 事業所は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、別紙「重要事項説明書」に記載したとおり、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、代理人、市町村及び担当の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
 - 3 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
 - 4 前項の場合において、事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
 - 5 事業所は、万一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しております。

(守秘義務)

- 第15条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター又は介護支援専門員及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

- 第16条 事業所は、苦情処理の体制（別紙「重要事項説明書」に記載）を明らかにし、事業所が提供した通所介護サービスについて利用者または代理人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

- 3 事業所は、利用者又は利用者の代理人から第1項又は第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

(代理人)

第17条 事業所は、利用者に対し、代理人を求めることがあります。但し、社会通念上、利用者に代理人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 代理人は、この契約に基づく利用者の事業所に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、利用者及び代理人と事業所とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

<契約者（利用者）>

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。この契約に定めるところに従い、貴事業所の、通所介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

<代理人>

私は、契約者（利用者）と同様に説明を受け内容を理解しました。本人の契約意思を確認の上、代理人として、署名します。

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

電話番号 _____

<法 人>

当事業所は、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

〒869-0523 熊本県宇城市松橋町竹崎 1 1 4 2 - 1

社会福祉法人 水 光 会

理事長 由 布 眞 知 子 印